



住宅用火災警報器が義務化されました。

消防法及び三条市火災予防条例が改正され、一般住宅等に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

1. なぜ設置が必要なの？

近年、全国の住宅火災での死者が年間1,000人を超え、そのうち**65歳を超えるお年寄り**の死者が約6割を占めています。また死者の約6割が**逃げ遅れ**によるものです。

今後、高齢者社会の進展とともに死者がさらに増加するおそれがあることから、住宅火災による死者の減少を図るために、従来設置義務のなかった一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務化されることになりました。

2. いつまで設置すればいいの？

既存住宅は、**平成23年 5月31日** までに設置しなければいけません。
新築住宅は、**平成18年 6月 1日** から設置が義務化されています。

3. 設置しなければならない建物は？

- ・戸建住宅
- ・店舗併用住宅などの住宅部分
- ・共同住宅の住宅部分(火災報知設備が設置されている建物は対象外です。)

4. どのような種類があるの？

住宅用火災警報器の種類は、煙を感知して火災の発生を知らせる「**煙式**」と、熱を感知して火災を知らせる「**熱式**」の2種類があります。

また煙や熱のほかにも、ガス漏れなども感知する「**火災・ガス漏れ複合型警報器**」もあります。

※ **設置義務のある寝室、階段、廊下は、「煙式」が義務付けられています。**



煙式火災警報器



熱式火災警報器



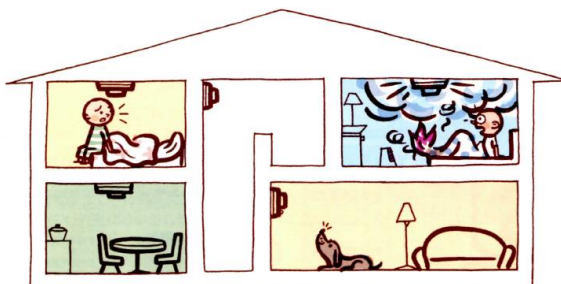
火災・ガス漏れ複合型
火災警報器

◆住宅用火災警報器には『**単独型**』と『**連動型**』があります。

《 単独型について 》

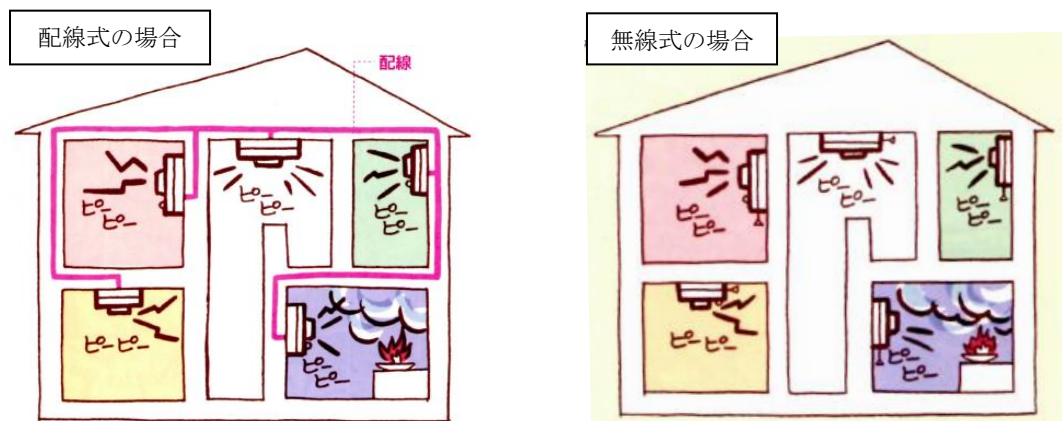
火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

例えば、寝室の住宅用火災警報器が感知すると、この住宅用火災警報器だけが警報を発し、ほかの感知器は警報を発しません。



《 連動型について 》

火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、接続されているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け、警報を発します。(連動型無線式もあります。)



◆住宅用火災警報器の電源方式には、『**電池式**』と『**家庭用電源式**』があります。

すでにお住まいの住宅には、取り付けの簡単な『**電池式**』がおすすめです。

『**電池式**』は、リチウム電池(約10年電池交換不要)タイプのものが主流に販売されています。

価格は1個 3千円から8千円程度です。(配線・取り付け工事費は別)

専門業者の工事も不要で、取り付けもドライバーとネジや釘などがあれば取り付けられます。

『**家庭用電源式**』は、家庭のコンセントに差し込むものと、電気工事士による電気の配線工事が必要なものがあります。

電気配線工事の詳細については、電気工事業者にお問い合わせください。

5. どこに設置しなければならないの？

- ・ 寝室と階段(2階以上に寝室がある場合)に設置してください。

※一つの階に四畳半以上の部屋が5部屋以上ある場合、廊下にも設置が必要です。

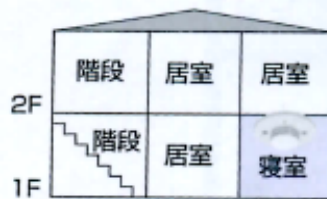
主な設置例 (三条市火災予防条例による)

▼平屋建

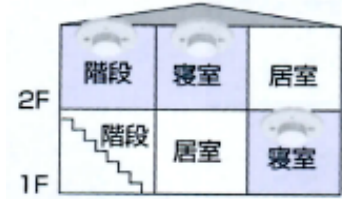


▼2階建

●寝室：1Fのみ

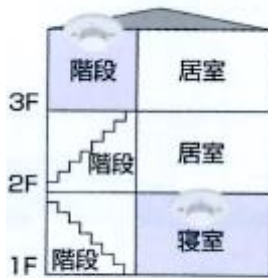


●寝室：1F・2F



▼3階建

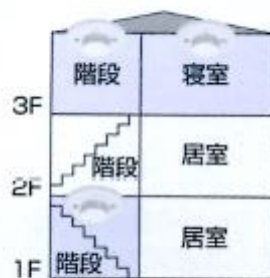
●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



●寝室：3Fのみ



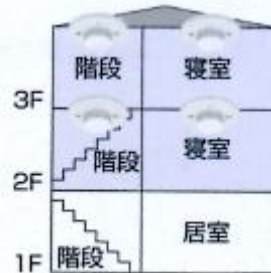
●寝室：1F・2F



●寝室：1F・3F



●寝室：2F・3F



●寝室：1F・2F・3F



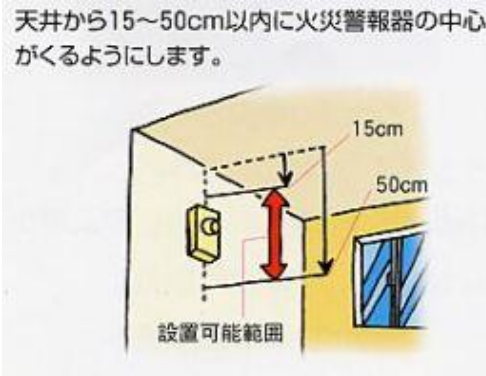
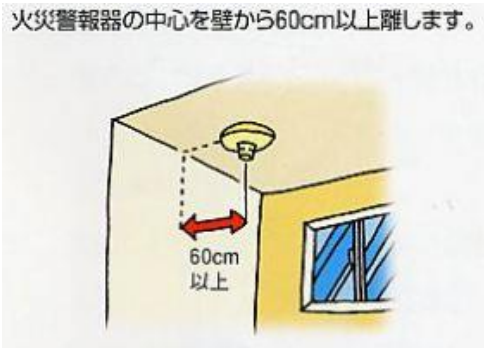
▼一つの階に7㎡以上の部屋が5部屋以上ある場合 (階に寝室がない場合のみ)



6. どこに取り付けるの？

◆住宅用火災警報器は**天井**又は**壁**に取り付けます。

取り付け位置については図のとおりです。



7. 維持管理は？

◆「いざ」というときにきちんと働くよう、**定期的に作動確認**をしましょう。

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合

住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。住警器本体又は電池を交換しましょう。

※1 警報器の作動確認は春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的^{※1}に実施してください。
※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

8. どこで購入できるの？

◆どこで購入できるの？

防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。
ガス事業者やガス取扱店などでも、販売やリースを行っています。
詳細は、各事業所、各取扱店にお問い合わせください。

◆どのようなものを購入すればいいの？

寝室、階段などに設置する場合は、煙式の住宅用火災警報器を購入してください。

住宅用火災警報器には、日本消防検定協会の鑑定に合格した旨の「鑑定マーク」が付されています。「NS」マークを目安に購入してください。



9. 悪質な訪問販売にはご注意を！

◆次のような訪問販売業者には注意しましょう。

- ・「今なら安い」、「あなただけ」などと契約を急がせる業者には注意する。
- ・不当な価格、強引な販売などを行う業者には注意する。
- ・「すべての部屋に設置が必要である」などと言って、売りつける業者には注意する。

《注意》 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

- ・設置を業者に依頼する時は、内容をしっかり確認して契約してください。
- ・点検は個人で容易に行える構造です。専門の資格者による点検義務はありません。
- ・町内等での共同購入を実施しますと、悪質訪問販売を効果的に防ぐことができます。

悪質な訪問販売にあった場合は、近くの消防署か消費生活センター等にすぐ相談してください。

※ 訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。

契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できます。

クーリングオフ制度の詳細については県消費生活センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ】

三条市消防本部 警防課 予防係 TEL 0256-34-1161

新潟県消費生活センター

新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内 TEL 025-285-4196